

北杜市いじめ防止基本方針

平成26年3月
(改定 平成30年10月)
(改定 令和4年3月)

北杜市・北杜市教育委員会

////////// 目 次 //////////////////////////////////////

はじめに	3
第1 基本理念	4
第2 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	5
1 いじめの定義	5
2 いじめの理解	6
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	6
(1) いじめの未然防止	6
(2) いじめの早期発見	7
(3) いじめへの早期対応	7
(4) 家庭や地域との連携について	7
(5) 関係機関との連携について	8
(6) 保護者の役割について	8
第3 いじめの防止等のために市及び市教育委員会が実施すべき施策	8
1 推進体制	8
(1) 「北杜市いじめ問題対策連絡協議会」の設置	8
(2) 「北杜市いじめ問題対策委員会」の設置	8
(3) 「北杜市いじめ問題専門委員会」の設置	9
(4) 教職員の資質向上と実効性のある取り組みの推進	9
2 基本的施策	10
(1) いじめの未然防止のための対策	10
(2) いじめの早期発見のための対策	11
(3) いじめの早期対応のための対策	11
(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対策	11
(5) 保護者、地域住民等、市民への啓発活動の推進	12
(6) 学校評価・教員評価における扱い、及び留意事項	12
(7) 学校からのいじめの報告に対する対応	12
第4 いじめの防止等のために学校が実施すべき取組	13
1 「学校いじめ防止基本方針」の策定	13
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	13
(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置	13
(2) 「いじめ防止対策委員会」の役割	13
(3) 「いじめ防止対策委員会」への報告と記録の保存	14

////////////////////////////////////

はじめに

子どもは、かけがえのない存在であり、次世代を担う社会の宝です。子どもの健やかな成長は、社会全体の切なる願いであり、これから社会に巣立つ子どもたちが将来の夢を抱きながら生き生きと成長していくことができる社会を実現していくことは、私たち大人の重大な責務です。

しかし、本来であれば、子どもたちが安心できる居場所において、仲間との交流を深めながら、絆を深める過程において、心身を痛み、苦しい思い、つらい思いをするいじめの問題が発生し、社会問題となっております。

この北杜市においても、心ない声かけや配慮に欠けた行為によって、傷つき、つらい思いをさせてしまった事例が発生しています。目に見えない形で、いじめをする側の自覚がないまま、長い期間にわたって結果として行われるという事例もありました。

いじめを受け、傷ついている子が声を発することができる環境、その周りの仲間が気づき、他につなげられる環境、もとより、周りの大人が気づき、声を聴くことができる環境づくりが、今こそ強く求められるときです。私たちは、より親身に、より繊細に、子どもたちに寄り添い、子どもたちの心の声を聴くことに専念する必要があると強く感じています。

いじめは、命の尊厳に関わる人権を侵害する行為です。そして、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与える問題であります。さらに、近年はインターネットを介したいじめが発生するなど、複雑化、多様化してきています。

北杜市教育委員会では、これまでも「いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為であるが、いじめはどの子供、どの学校にも起こり得るものである」という考えのもと、山梨県教育委員会と連携しながら、情報周知や状況把握、必要に応じた学校への指導や助言など、学校との連携を図り、いじめ防止等の対策に取り組んでまいりました。

しかし、それはまだまだ十分といえるものではありませんでした。そのことを真摯に受け止め、改めて、目の前の子どもたち一人一人の健やかな成長を願い、そのための環境づくりやスキルを子どもたちに身に付けさせるべく、いじめ問題に真正面から取り組み、その実効性を高めていくための手だてを講じていきます。

北杜市及び北杜市教育委員会は、これまでのいじめ防止等の取組みに加え、いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、学校・家庭・地域・関係機関の連携を図り、いじめの防止、早期発見、いじめへの対応等をより実効的に進めていきます。そのため、改めて、国の基本的な方針及び山梨県がいじめ防止基本方針を参酌し、法により規定された、基本方針の策定、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにし、これまでの基本方針を全面的に見直し、ここに「北杜市いじめ防止基本方針」を改定します。

令和4年3月

北杜市・北杜市教育委員会

第1 基本理念

私たちは、北杜市で学ぶ児童生徒一人一人の人権が尊重され、それぞれの個性が生かされ、安心できる居場所において、仲間との交流を深めながら、生活し学ぶことができる環境づくりを行います。

○ いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものである。

- ◆ いじめは、決して特別なことではなく、日常の人間関係の中で起こりうることである。
- ◆ すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめに対応していかなければならない。

○ いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

- ◆ いじめは、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。
- ◆ すべての児童生徒がいじめを理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにしなければならない。

○ いじめは、受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最優先されなければならない。

- ◆ いじめ問題は、いじめを受けた児童生徒を守ることを最優先し、その心情に寄り添った対応が求められる。
- ◆ いじめ問題は、単に行為だけを理解するのではなく、被害者児童生徒の心に負った傷を知り、理解できたときに解決の始まりである。

○ いじめは、学校、家庭、地域、市その他の関係者が連携し、総がかりで克服することを目指して行わなければならない。

- ◆ いじめ問題は、子どもだけの問題ではなく、大人社会が反映された問題である。
- ◆ いじめ問題は、学校だけの問題ではなく、子どもを取り巻く家庭や地域、市等、すべての関係者が関わる問題であることを認識し、解決に努めなければならない。

第2 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と*一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は*物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめられていても、本人はそれを否定したり、大人には相談できなかつたりする場合が多くあることを理解する。
- いじめを受けた児童生徒の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認する必要がある。
- いじめに当たると判断した場合も、いじめた児童生徒の事実関係を明らかにした上で、自分の行為を振り返らせ、何がいけなかったかを気付かせながら、いじめた児童生徒の心に寄り添うことも必要である。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

〈具体的ないじめの態様〉(例)

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの理解

○いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。

- ・嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ・「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

○いじめは、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

- ・いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象とした「いじめの未然防止」の観点が重要である。すべての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、望ましい人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、人間尊重の気風みなぎる学校づくりを推進する。その際、全ての児童生徒に「いじめは人間として決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の社会性や規範意識、思いやりの心とともに、自らいじめの問題を解決しようとする力を育むことが大切である。

自分の居場所や仲間との絆を実感できるよう一人一人に活躍の場をつくり、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重するなど、望ましい人間関係を育む能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。全ての児童生徒が安心でき、自己肯定感、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地

域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。あわせて、地域、家庭がそれぞれの立場で、意図的・計画的・総合的・自律的に生活を送ることができる児童生徒を育てていくことが重要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。したがって、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のために、

- ・学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携をして見守る。
- ・家庭は、日頃から子どもとの会話を絶やさず、言動に注意し、ささいな変化を見逃さず、いじめの早期発見を目指す。
- ・地域は、いじめの事実を知ったり、目撃したりした場合には、直ちに家庭、学校へ連絡し、対応に努める。

(3) いじめへの早期対応

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒や、いじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 家庭や地域との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。PTAのみならず社会教育団体をはじめ関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要である。

また、インターネットなどを通じて行われるいじめは複雑化・多様化しており、保護者や警察など関係機関との連携が重要である。より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにし、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携について

学校や教育委員会でいじめる子どもに対して、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所などとの適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や健全育成会議等の開催など情報共有体制を構築する。

例えば、教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても子どもや保護者へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。

(6) 保護者の役割について

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童生徒がいじめを行わないように、規範意識を醸成するための指導を行うよう努めなければならない。また、日頃からいじめ防止等について理解を深めるとともに、児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

第3 いじめの防止等のために市及び市教育委員会が実施すべき施策

1 推進体制

(1) 「北杜市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

- 市は、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、「北杜市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」）を設置する。

(北杜市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第3条)

- 連絡協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連携調整を図るものとする。
- ・ 連絡協議会の構成員は、学識経験者、小中高校のPTA代表、関係行政機関の職員、校長会代表、その他、実情に応じて決定する。
- ・ 連絡協議会の会議は、定期開催とし、年度当初の4～5月に開催する。また、必要に応じて臨時に開催できることとする。

(2) 「北杜市いじめ問題対策委員会」の設置

- 市は、いじめ防止対策推進法第14条第3項、第28条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として「北杜市いじめ問題対策委員会」（以下「対策委員会」）を設置する。

(北杜市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第12条)

- 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じて、法第12条の規定により定める

北杜市いじめ防止基本方針に基づき、次に掲げる事項について調査審議し、教育委員会に答申する。

- (1) いじめ、体罰その他児童等の教育に関して生じた問題の調整に関する事項
- (2) 重大事態への対処として学校が実施した事実関係の調査結果及び措置に関する事項
- (3) 重大事態に係る事実関係の調査に関する事項（専門委員会に諮問する場合を除く）
- (4) いじめ防止等のための対策に関して教育委員会が必要と認める事項
 - ・対策委員会の構成員は、学識経験者、関係行政機関の職員、その他、実情に応じて決定する。また、必要に応じて臨時委員を置くことができる。
 - ・調査の補助のため、調査補助員を置くことができる。
 - ・対策委員会の会議は、定期開催とする。また、必要に応じて臨時に開催できることとする。

(3) 「北杜市いじめ問題専門委員会」の設置

- 市は、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき、必要があるときは、教育委員会に附属機関として「北杜市いじめ問題専門委員会」（以下「専門委員会」）を設置することができる。（北杜市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第19条）

- 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて、重大事態に係る事実関係について調査審議し、教育委員会に答申する。
 - ・専門委員会の構成員は、「対策委員会」と同一の構成を基本とするが、いじめ被害者等、関係者の要望を極力尊重した上で決定する。

(4) 教職員の資質向上と実効性のある取り組みの推進

「北杜市いじめ防止基本方針」のもとに、児童生徒をいじめから守るための「いじめ対応アクションプラン」を策定し、各学校においていじめを生まない集団づくりや対応力向上のための研修を進める。

- ・年度当初の「校長会」において、いじめに対する基本的考え方、学校の対応の在り方等についての研修を行い、各学校においていじめ問題に対応する共通認識を持ち、「いじめ対応アクションプラン」を実行する。
- ・「北杜市教育研究会」等において、北杜市の全教職員を対象に子どもの安全・安心に関わる研修（いじめ対応、虐待対応、自殺対策、学校事故防止など）を計画的に年度ごと、順次実施する。
- ・学校訪問を通じて、自己有用感や共感的な人間関係の育成を目指す指導などの助言、学級の集団づくりや生活・学習規律の確立などの方策について助言する。
- ・家庭及び地域に「いじめ対応アクションプラン」を説明、周知する機会を持ち、児童生徒、学校、家庭、地域、市が一体となっていじめに対応する意識を共有する。

2 基本的施策

(1) いじめの未然防止のための対策

自分を大切にするとともに他者の大切さを認め、お互いの人格を尊重し合うなど、豊かな心や人間関係を結ぶ力を育む教育を推進する。

① 教育活動全体を通じた豊かな心の育成の推進

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

② 生徒指導の機能を取り入れた授業の推進

児童生徒に達成感や充実感を味わわせるわかる授業や、生徒指導の3つの機能(自己存在感、自己決定の場、共感的人間関係)を取り入れた授業を推進する。

③ 児童生徒の主体的な活動の推進

いじめの防止等に資する活動であって、児童生徒の自治的な能力や自主的な態度を育て、必要な望ましい人間関係を築くための特別活動や児童会・生徒会活動の充実を図る。

④ 人権教育の推進

相手に対する「思いやり」や「やさしさ」といった基本的な人権意識を育むための生命尊重の精神や人権感覚を育成する。

⑤ hyper-Q U 検査の実施と活用

Q U 検査を年2回実施し、学校内での生活や人間関係について、児童生徒の状況を把握、分析し、その状況を改善する取り組みを通して、いじめの防止に資する。

ア. Q U 検査の位置づけの確認

- ・各学校においてQ U が学級づくりや人間関係づくりに活用されること、いじめ問題への対策として活用されること、また事後的に対応を検証する際にもQ U が利用できるものであることを再確認する。

イ. 教員や学校のスキルアップにつながる施策の実施

- ・Q U の結果の分析を行い、それに基づいた学級への取組を行うことができるよう必要な施策を検討する。Q U の結果の見方や分析方法等に関わる研修、ケース研究など教員のスキルアップにつながる取組を実施する。

ウ. 報告の在り方と活用や分析の指導

- ・年度末の報告をもとに指導したり、取り組み内容について全体にフィードバックするなど、改善に生かして行く。
- ・報告の時期については、結果を活かし、次につなげるため2月を目途とする。

(2) いじめの早期発見のための対策

① 児童生徒の相談を受け付ける体制の整備

市教育委員会内に、電話でつながる「ほくと こども相談ホットライン」を設置する。児童生徒のいじめに関わる内容、不登校に関わる内容、家族に関わる内容等、児童生徒の悩み、困りごとを直接相談できる場所とし、児童生徒や保護者に、その活用と周知を図る。

② 「いじめに関するアンケート調査」の定期的な実施

いじめが現在起きていないか、今傷ついている児童生徒がいないかを知るための調査として、「いじめに関するアンケート調査」を月1回程度、学期2～4回実施するとともに、教育相談の充実に努める。

(3) いじめの早期対応のための対策

① 学校との情報共有や指導助言、支援

市教育委員会は、学校との定期的な情報交換により、情報共有やいじめの認知件数の把握を行う。学校からいじめの事実について報告を受けたときは、学校がいじめの問題に適切に対応できるように、必要に応じて学校に対する支援や指導を行う。

② 問題解決に向けた専門家の派遣

問題の状況に応じて、市教育委員会指導主事、スクールソーシャルワーカー等の活用により、学校だけでは解決が困難な事案について、専門的・多面的な支援を行う。さらに、必要に応じて関係機関への支援要請を行う。

また、スクールカウンセラーを派遣し、心のケアに関わる支援活動を行う。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

① 体制の整備

インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策を検討する。また、児童生徒、教職員に対してインターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習する機会を確保する。

② 情報モラル教育の充実

児童生徒に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実に努める等の必要な教育活動を促す。

③ 実態の把握と関係機関との連携

インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。

(5) 保護者、地域住民等、市民への啓発活動の推進

① いじめに対する意識の共有

家庭及び地域に「いじめ対応アクションプラン」を説明、周知する機会を持ち、児童生徒、学校、家庭、地域、市が一体となっていじめに対応する意識を共有する。また、そのために必要な広報その他の啓発活動を行う。

② 家庭への支援

保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行う。

(6) 学校評価・教員評価における扱い、及び留意事項

① 学校評価

各学校で実施している学校評価においては、いじめ防止対策の取り組み状況等についての評価項目を加え、その結果を含めて市教育委員会に報告する。その際には、目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。

② 教員評価

各学校で実施している教職員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、必要な指導・助言を行う。

(7) 学校からのいじめの報告に対する対応

市教育委員会は、学校から法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について、校内の「いじめ防止対策委員会」を中心として、自ら必要な調査を行う。

市立学校に関するこの調査については、必要に応じ、市教育委員会の「いじめ問題対策委員会」が当たる。

第4 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校は、国の基本方針、山梨県及び北杜市の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定め、学校のホームページなどで公開する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

各学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、既存組織の活用を図るなど、「いじめ防止対策委員会」(名称は学校の判断による。)を設置し、組織的に対応する。当該組織の構成は、基本的に、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭等の複数の教職員など、組織的対応の中核として機能するような体制を、校長が学校の実情に応じて定める。また、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とする。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ① 学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。

- ② いじめの未然防止のための情報交換、情報共有を通して、いじめが起きにくい、許さない環境づくりを行う。
- ③ いじめの早期発見、及び適切かつ迅速な対応のための相談・通報の窓口となる。
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ⑤ 学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う。

(3) 「いじめ防止対策委員会」への報告と記録の保存

- ① いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。
- ② 当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- ③ 記録は5年間保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。

学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努める。

いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することによりいじめに正面から向き合うことができるように実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。

さらに、発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童

生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

《いじめの未然防止の徹底》

いじめは人間的な成長が未熟な段階で、未熟な人間関係の中でこそ起き、重大事態へと発展していく危険性を持っている。そのことを理解した上で、児童生徒たちが自らの成長段階、人間関係に応じ、いじめの構造等を児童生徒自身が理解し考え、行動できる力を身に付ける「環境づくり」を行うことが求められる。また、児童生徒が人権感覚を身に付け人権侵害に対するアンテナを高くするとともに、援助希求能力（嫌だといっていい、誰に相談すればよいか分かる、周囲の危機を自分事と捉えて適切な人につなぐ）を持ち、互いに支援者となれる「ソーシャルスキルの向上」を目指すことも求められる。

これらいじめ予防のための教育は、児童生徒の成長段階、実態に応じた長期的な計画のもとに見直しをもって行うことが求められる。また、日常の軽微なからかいなどのトラブル等を通して、いじめについて考え、行動できる力や人権感覚を身に付けることを丁寧に指導し、積み重ねていくことも重要である

① 児童生徒が安心できる「居場所づくり」、つながる「絆づくり」

児童生徒にとって、学校で安心して生活し、自己存在感や充実感を感じられる場所があることに加え、主体的に取り組む協働的な活動を通して、仲間との関わりやつながりを意識することはとても重要である。このような「居場所づくり」「絆づくり」を進めることは、日々の生活や授業、行事を改善することを通して、いじめが生まれにくい風土を醸成することにつながる。

② 児童生徒が自ら考え、行動する環境をつくる

ア. 学級づくりとリーダーの育成を、組織的、計画的に進める。

学級活動は、社会活動であり、公的な集まりを編成し、組織として活動することが求められる。そして、そこにはグループの行動の目的を自覚したリーダーの存在が必要となる。このような学級においては、目的のために、仲間のために意識して行動することが求められ、必然的にいじめは排除されるとともに、いじめに気づきやすい体制づくりが可能となる。

イ. 児童会・生徒会活動を通して、いじめについて考え、行動できる力を育成する。

年度当初の総会の項目に「いじめをなくす取組」等を加え、学級・学年、全校討議へと深め、全校共通の意識として醸成していく。さらには、行事活動を進めるうえでの、基本的な方針にもその趣旨を生かし、企画するなど、学校での活動や生活の基本に、いじめに関わる考えを持ち、相手に接したり、行動できるようにしていく。

ウ. 周囲の児童生徒が指摘できる環境をつくる

いじめは見えにくいところで行われるのが常であり、大人が気づきにくいという面を持っていることから、児童生徒の中に気づいたら指摘できる力を育てることがとても重要である。

エ. 行動を注意する場合の言葉がけについて

表面的な行為のみを評価して注意する（叩いてはいけない、悪口を言ってはいけないなど）のではなく、どうしてそうすることがいけないのか、どういう感情のもとにそうしてしまったのか、どうすればよかったのかを考え、言葉にして、次に適切に行動できること、そして適切に行動できた自分に気が付けることが大切である。

③ hyper-Q U検査の実施と活用

QU検査を年2回実施し、学校内での生活や人間関係について、児童生徒の状況を把握、分析し、その状況を改善する取り組みを通して、いじめの防止に資する。

ア. 結果の分析力を向上させる

- ・QUの結果分析に関して、各学校の実情に応じて講師を招聘するなど、スキルアップを図る。

イ. 結果を活用する

- ・分析結果をいじめ防止対策委員会において、未然防止の観点から検討し、情報共有し対処方針を検討する。
- ・職員会議等の全体場で共有し、その学級や個人に関わる教職員が共通理解のもとに、関われるようにする。
- ・SCと児童生徒の面談においても、QUの結果を活用した面談を行えるよう検討する。
- ・QUの結果を次の学年に引き継ぎ、その内容を生かしていく。また、小学校卒業にあたり、小学校高学年のQUの結果を中学校に引き継ぐ。
※小学校から中学校への申し送りを確実にを行い、いじめの未然防止や早期の気づきにつながるよう小中の連携に努める。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

《いじめに早期に気づくために》

- ① 児童生徒の変化に気づける体制づくり 【児童生徒の見守り、情報共有の徹底】
 - ・児童生徒の人間関係の様子や変化等について、全教職員で情報を共有する機会を設定する。
 - ・定期的に行われる職員会議、打合せの中に生徒指導に関わる項目を設定する。
- ② 信頼され相談できる体制づくり【教職員と児童生徒・保護者との人間関係づくり】
 - ・児童生徒・保護者と困ったときに相談できる人間関係づくりに日頃から努める。
 - ・「きずなの日」などを活用して定期的な教育相談を実施し、児童生徒個々に寄り添える機会を設定する。
 - ・教員自ら人権感覚を養い、児童生徒に対して間違ふこともあることを認め、間違ふたときのコミュニケーションの取り方の見本となることが望まれる。
- ③ 申告できる体制づくり 【いじめアンケート調査の適切な実施】
 - ・調査によると、いじめ発見のきっかけはアンケート調査が最も多い（約55%）ことから、その効果をより高められるための方法等を検討する。
 - ・いじめのアンケートは、現在起きていないか、今傷ついている児童生徒がいないかを知るための調査であり、現在進行中のものをできるだけ早期に知ることがその目的である。このことから、月1回程度、学期2～4回実施するとともに、教育相談の充実に努める
 - ・児童生徒の関わりが活発になる各種活動や行事等に合わせた調査も検討する。
 - ・アンケートの内容は、自分の行動、自分たちの活動を振り返る機会、学級内の人間関係について考える機会として捉え、学級づくりに活かせるよう工夫する。（名称は「生活アンケート」、「心の居場所アンケート」など）
 - ・アンケートの結果については、「いじめ防止対策委員会」で共有し、他の記載も踏まえた適切な検討が行われる体制をつくる。
 - ・実施したアンケートの保存期間は、実施年度の末から3年間とする。なお、記述内容を整理、記録した資料は、5年間の保存とする。
- ④ スクールカウンセラー（SC）との連携・協働の強化
 - ア. 事前の情報収集と情報共有の強化
 - ・カウンセリングは基本的に希望者に行うが、初期の段階では全員面談を行うなどして、SCを認知してもらうとともに、SCも生徒個々の様子を知る機会を設定する。
 - ・いじめアンケートやQUの結果に基づいて、対象者を見定めた面談を行う。
QUで不満足群・侵害行為認知群については必ず、非承認群については必要性を判断して面談するなど、客観的な情報によりスクリーニングして面談することを検討する。

- ・ Q U の分析結果やアンケートを共有しながら、担任と S C で分析し、その見立てを共有し、その後の指導に生かしていくことを検討する。
- ・ S C は情報源が限られていることから、児童生徒の置かれた環境の理解が心情の理解に資する点を考慮し、環境の理解ができる会議等への参加を検討する。

イ. S C と学校（教員）で連携・協働できる内容を明確にする

- ・ いじめの気づき、改善のために S C の面談を活用するには、相談者から S C が話を聞き、その苦痛の理由の見立てを教員らと共有し、解決に動くことが必要である。この点については、S C の考え方、カウンセリングの方針とも関わることから、初期の段階で連携できる内容を協議し、明確にしておくことが必要である。

ウ. 被害児童生徒以外への対応

- ・ いじめは、集団の中で起き集団の人間関係やいじめる側の児童生徒の個性も強く関係する。このことから、S C が授業や生活の様子を観察して人間関係を見立てたり、いじめる側の個性を理解し、教員の対応に助言を行うなどの対応を検討する。

エ. いじめ予防のための S C の活用

- ・ 道徳や学活などの時間を利用したいじめ防止のための講話等、S C を外部人材として活用することを積極的に検討する。

(3) いじめへの早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

《いじめに早期に対応し、実効性のある指導につなげるために》

① いじめ防止対策委員会の定期的、及び迅速な開催

- ・ いじめに関わるアンケート（月1回程度）やQ U検査の分析に対応した対策会議を定期的を開催するとともに、いじめの疑いが生じた場合の迅速な開催が重要である。
- ・ 校長をリーダーとして、教職員の役割分担を行い、組織的に動く。
- ・ いじめ及びその疑いが生じた場合に校長への適切な報告がなされる体制をつくる。
- ・ いじめを受けている児童生徒の安全確保のもとに、きめ細かな状況把握を行う。
- ・ 児童生徒の変化の見取り、アンケートにおけるいじめの疑いについては、いじめを想定し、被害者の立場で、複数の視点のもとに、組織としてその内容を検討する。
- ・ 本人ではなく他の児童生徒がその児童生徒に関わるいじめを感じ訴えてくる場合がある。これらの場合においても積極的に広くいじめとして認知し、対応していく。

② いじめの認知に伴う対応

ア. いじめの重大事態を念頭に初期対応を行う

- ・ いじめを認知した時点で、双方の話し合いを持って解決することを願い、聞き取り等を行うことになるが、どんな場合においても、重大事態を想定し、ガイドラインに沿った対応を法令に則って行う。

イ. 児童生徒を取り巻く状況を理解した上で、いじめ問題に正対した対応を行う

- ・ 児童生徒は、家庭、地域、そして学校という社会の中で育ち、それらは関わりあいながら児童生徒を取り巻いている。いじめの被害者である児童生徒に、いじめだけでない要因が本人を苦しめている場合であっても、そのことを理解し

た上で、いじめの問題に正対して、真摯に対応していくことが課題の解決には必要である。

ウ. 加害者や周りの児童生徒への指導

- ・加害者とされる児童生徒への対応としては、単に非難するなど、禁止の指導を行うのではなく、まずは自分の行動の根拠となった判断や感情はどうだったのか、行動はどうだったのか考えさせ、自分の行動を認識させ、行動の理由を考えるとところから始まる。
- ・被害者と加害者の言い分が異なる場合もあることから、加害者の言い分も丁寧に聞き取った上で、他の情報の整理も行い、学校としての事実認定を行い、指導方針を立て指導することが重要である。
- ・事実の聴き取りと指導を同時に行うことはリスクがあるとともに、事実理解が相違した状態で指導をしても効果は見込めず、反発さえ生じさせてしまうことから分けて行う必要がある。
- ・加害者の行為が悪意によるものか善意によるものか、衝動的か計画的か、行為の態様や加害の悪質性に依拠して、教員が適切な発問を繰り返しながら引き出し、それを被害者がどのように受け止めるのかを含め自己分析させ、正しい行動を考えることを目指した指導を行う。
- ・被害者が集団に復帰するにあたって、集団への指導が重要となる。集団に対しても、事実関係の共通認識を得た上で、加害者だけでなく、なぜ気が付かなかったのか、なぜ止められなかったのかなど、自分たちの行動への理解と改善をするための指導が必要である。
- ・被害者への支援（被害回復＝安心感の取得）のために、指導内容について、被害者に情報提供するとともに、意見を聞くなどの対応も必要である。このことは、学校の指導への信頼を取り戻すとともに、安心感を与え、学校復帰を後押しすることにもつながる。

エ. 加害者の行為だけでなく、被害者の心情、負った心の痛みや苦しみを理解する

- ・事実を明らかにするとき、誰が、いつ、どこで、何を、どうしたという行為を聞き取り、その内容をもっていじめの認定を行う。しかし、誰も、何もしなかったことが本人を深く傷つけ、苦しめているということもあることも事実である。関わりのある児童生徒が、被害者がどういう状況におかれ、どういう気持ちでいたのかという心情に気づき、その苦しみを理解することが問題解決の第一歩であり、一番の核心でもあることを知り、聞き取りや指導を行うことが重要である。

オ. 加害者としての謝罪は、被害者の心情が理解できたときに初めて可能となる

- ・謝罪は言葉と態度で示すことになるが、形式的に行っても解決しないどころか返って問題を複雑なものにしてしまう。相手の置かれていた状況や心情を理解し、寄り添える状況になったとき、意味のある謝罪が可能となる。

- ・謝罪が意味のあるものとなるかどうかの判断は、学校が適切に判断し、双方の理解のもとに行うことが重要である。そして、その後の行動や接し方がその謝罪が真実かどうかの裏付けとなることを承知する必要がある。
- ・学校はしばらくの間（3か月程度）適切な役割分担のもとに関係する児童生徒を見守り、対策会議で報告、確認していく必要がある。

カ. 事実認定を行い、正確に記録し、保管する

- ・いじめの事実、及び疑いが生じた時点から、学校は児童生徒から聞き取った内容の記録について、いつ、誰が、どこで、何をしたのか、そのとき誰がいたのか、などの具体的な事実を記録するとともに、得られた情報から学校がどう分析し、判断し、何を事実として認定したのか、明確にしたうえで適切に記録し、保管することが重要である。記録の保存期間は5年間とする。
- ・事実認定は、様々な対応を検討する上で前提となり、教職員以外の関係者（SC、市教委、民生委員など）と共通認識を持つ上で必要となる。

キ. 複合的な状況への対応を適切な判断のもとに行う

- ・いじめの問題に関わり、家庭に困難を抱えるなどの複合的な状況を抱えている児童生徒は少なくない。このような場合、まずは課題を分離して対応する必要があり、その際、再度情報を整理し、それまでの見立てにとらわれることなく判断していくことが重要である。
- ・学校は、学校生活における児童生徒の安全・安心を確保することを第一に考え、他の問題に関しては学校だけが抱えることなく、適切に他の資源を活用すること、活用のために適切に情報を伝えることも重要である。

③ 全教職員による児童生徒の見守り、情報共有の徹底、効果の検証

- ・いじめに関わる情報を全教職員で共有し、共通認識のもとに連携して指導にあたる。
- ・いじめに関わり具体的な対応をとる場合には、その目的のための具体的な体制や役割等を明確にし、期間を定め、効果を検証し、次の対応へとさらに検討していく。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、児童生徒に対して、インターネットの正しい活用法など情報モラル教育を充実させるとともに、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、児童生徒、保護者への啓発に努める。

① 未然防止

発達段階や携帯電話等の使用頻度に応じて、学級活動、児童会・生徒会活動等においてスマートフォン・携帯電話の使用について、ルールを自分たちで考え実行する等

の取組により、情報発信の配慮や、発信者と受信者の双方がメールや書き込み等に振り回されるのではなく、有益なツールとして活用する態度を育てることが必要である。

また、携帯電話等を第一義的に管理する保護者と連携するため、保護者会等で携帯電話等の使用に関するルールを共有する。

② 早期発見

メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、いじめを受けている児童生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

③ 早期対応

インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携して対応していく。

なお、保護者に対しては、「青少年インターネット環境整備法」や山梨県「青少年保護育成のための環境浄化に関する条例」等の法令の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。

(5) 家庭や地域との組織的な連携と協働

より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、日頃から、家庭やPTA、地域の関係団体等との連携を促進する。

- ・保護者会や地域の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や学校いじめ防止基本方針について、情報交換、協議できる場を設ける。
- ・いじめの問題性や家庭教育の大切さなどの理解促進を図るため、保護者研修会やホームページ・学校だより等により啓発する。
- ・いじめに対する家庭や地域の気づきと教職員の気づきが互いに共有できるよう相談窓口や連絡体制の周知を図る。
- ・学校運営協議会において、自校のいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携と協力による取組を進める。
- ・学校とPTAや地域団体との地域ネットワークづくりを行うとともに、地域における「子どもの見守り活動」等の教育支援を求める。

第5 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」により適切に対応する。

1 重大事態の意味

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

○ いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、
・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合
など、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

○ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、市教育委員会又は学校の判断で重大事態と捉え、迅速に対応する。

○ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき。

児童生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 市教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、その疑いが生じた場合、速やかに教育委員会へ報告を行い、教育委員会は、速やかに市長へ事態発生を報告する。

- ・重大事態か否かの判断は、子どもや保護者からの申立てを真摯に受け止めたうえで、国が示すガイドラインを参考とする。

(2) 調査の趣旨及び調査主体

市教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

- ・市教育委員会が調査の主体となるのは、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合である。

- ・学校が調査主体となる場合は、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(3) 調査を行う組織

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）又は市教育委員会が設置した対策委員会において調査を行う。

- ・学校の設置者が調査主体となる場合、教育委員会に設置される「いじめ問題対策委員会」を調査を行うための組織とする。
- ・構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別な利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家（臨時委員）を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実を速やかに調査する。

- ・市教育委員会及び学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要である。市教育委員会又は学校は、調査機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を抑止する。
- ・いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰や学習への支援等をする。
- ・これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、市教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童生徒が入院や死亡の場合）

- ・当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

- ・調査方法は、原則として、在籍児童生徒や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

③ いじめられた児童生徒が自殺した場合の対応

その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

自殺の背景調査については、以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- ・遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助を求め、客観的かつ、総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要である。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

（5） その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、市教育委員会の積極的な支援が必要となる。また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護

者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

3 調査結果の提供及び報告

(1) 調査結果を適切に提供する責任

市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(2) 調査結果の報告

調査結果については、市教育委員会から市長に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて市長に報告する。

4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 「北杜市いじめ問題調査委員会」による再調査

報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について「北杜市いじめ問題調査委員会」による調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努めることが求められる。再調査についても、市教育委員会又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

市長は、市立学校について再調査を行ったとき、その結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

第6 子どもの命と人権を守るための対策

1 自殺対策について

(1) 子どもや保護者への啓発

山梨県では「自殺対策推進計画」(R2.3)を策定し、心の健康づくりの推進の中で、「公立学校で認知したいじめの解消率」と「小中高校におけるSOSの出し方に関する教育の実施率」の数値目標を立て、学校現場における自殺対策として位置づけている。

SOSの出し方は身の危険を守る護身術と同じであり、心の危険を自分自身でいかに察知し、防御できるかということを経験から学ぶことが重要である。これは、単に相談窓口などの紹介だけでなく、ソーシャルスキルトレーニングとして実践的なものを行うことが求められる。

自殺対策として、精神の不調は本人が気づきにくかったり、否認する傾向があることにも留意し、周囲の人がいかに気づけるかが重要である。ゲートキーパーの育成は大人に対する施策として語られることが多いが、子どもの中で気づき、友達のことを相談できるということが重要である。(文科省「子どもに伝えたい自殺予防」平成26年)

さらに、思春期に死にたいと考えたことのある子どもの割合が3割を超えるというアンケート結果などもふまえると、周囲の大人に対し、子どもから友人の不調について訴えがあったときに、適切な支援につなげるための行為を取ることをためらわない啓発が必要である。

(2) 学校における自殺対策

学校において、児童生徒の変化には日頃から気を配る必要があるが、特に精神状態が悪化している状況においては、家庭との連携を図りつつも、問題の内容に応じて学校外の専門家に支援を求めるなどの確な対応が求められる。また、生徒が死にたいという感情を持って、それが軽減したり、急に悪化したりなど、対応が長期化することもある。その後の対応を見誤らないようにするためにも、生徒の状況を正確に把握し教員の対応も含め、記録し保管していくことが重要である。

① 教員のスキルアップ

中学生の内、死にたいと考えたことのある生徒の割合は、ある調査では3割程度に至るなど少なくない。また、その要因となる悩みの数が多いほど強く感じ、家族との会話が少なくなると強く感じるなど、死にたいと感じる要因は一つではない。教員はメンタルヘルスの専門家ではないので、生徒にかかるストレスを全体として把握し、リスクマネジメントするを補完することが重要になる。例えば、リスクアセスメントを見える化したり、対応チェック表をつくなどが考えられる。この具体的内容については、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(平成21年 文部科学省)に明らかにされている。

② 児童生徒自身の自己分析・開示を促進し、教員が寄り添う取組

例えば、毎日の担任との連絡に使われる生活ノートやタブレット端末を利用した「心の天気」などを使い、児童生徒の気分や感情を見える化することを促進する取組が考

えられる。これは、教員側の対応のきっかけになるだけでなく、児童生徒が自分の気持ちの状態を客観視して捉え、自分を見つめ直すことにもつながる。また、教員にとっては児童生徒の心の状態や変化に気づき、それに寄り添った受け止めや働きかけができる大切な取組である。

2 家庭支援・児童虐待対策について

(1) 児童生徒の支援を中心にした家庭支援の構築

学校は児童生徒に関わる課題に対して対応する中で、その課題に関わる家庭への支援が必要である場合、それを学校の中で抱え込んでしまったり、見過ごしてしまっていることがある。地域の様々な人材を活用した家庭支援につなげたり、学校以外の機関への情報提供や支援の要請を行うなど、適切、的確に行う必要がある。

最近ではヤングケアラーの存在が注目されているが、現在では多様な家庭環境があったり、就労をしている保護者が増えている中で、見えないところで子どもに負担が生じていることがある。また、最近では、子どもが困っていることを地域で気づく機会が減少しているという状況もある。このことを前提に、児童生徒の支援を中心にした家庭支援を地域や行政機関と連携していくことを周知していく。

(2) 学校からの虐待通告に関するルールの徹底

児童虐待は、児童生徒の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、児童生徒に対する最も重大な人権侵害である。

児童虐待は家庭の中で起こることから、その発見が難しい。また、児童虐待の背景には、核家族化や人間関係の希薄化といった現代の社会、地域、家庭の構造的・複合的な問題がある。このような子育てがしづらい状況から、どこの家庭でも起こりうる現象としてとらえ、社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。

このことを念頭に、各学校においてはその疑いを含め、関係機関と早期に連携し、児童生徒の安全確保を第一に適切に対応することが求められる。しかし、家庭の中の問題であることから、学校は家庭との信頼関係を優先し、通告を躊躇しがちとなり、適切な対応に遅れが出ることも想定される。このことから虐待対応マニュアル等の周知を徹底するとともに、市教委や他の行政機関と情報共有を図りながら連携して対応していく必要がある。

※文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年改訂版）

第7 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市は、本基本方針の策定から3年を目途として、国の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、市は市立学校における学校いじめ防止基本方針の策定及び見直しを支援するとともに、策定状況を確認し、公表する。

〈参考〉

いじめ問題等に関する法令、指針、手引き、事例等

◎ いじめ問題

「いじめ防止対策推進法」平成25年9月28日

「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月（改定平成29年3月）

「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」（改定平成30年9月）

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」平成29年3月

「不登校重大事態に係る調査の指針」平成28年3月

「いじめ対策に係る事例集」（平成30年9月）

「いじめの問題に対する取組事例集」（平成26年11月）

『『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）』

生徒指導リーフ「いじめのない学校づくり」他

国立教育政策研究所

◎ 自殺予防

「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（マニュアル、リーフレット）

平成21年3月

「子供に伝えたい自殺予防」（学校における自殺予防教育導入の手引き）

平成26年7月

「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」平成22年3月

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」平成23年6月（改訂平成26年7月）

◎ 児童虐待

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」令和元年5月（改訂令和2年6月）

「学校現場における虐待防止に関する研修教材」令和2年1月

「児童虐待防止と学校」研修教材（スライド版）